

## 転倒災害事例(郡山労働基準監督署監督官より)

年末年始無災害運動の指導会において、監督官より配布された資料

①は、その監督官が携わった災害です。

- ① (災害発生状況) 事業場敷地内において、自宅から乗用車に乗って通勤してきた被災者が、事業場の駐車場に車を止め、事業場の通用門を開け敷地内に入り、事務所へ向かって歩行していたところ、敷地内のコンクリートの床面に2cm程度の積雪があり、更に凍結していたため、足を滑らせて仰向けに転倒し、凍結した床面に後頭部を打ち被災した。被災者は意識が混濁した状態で病院に搬送されたものの、その後脳挫傷により死亡した。

(災害発生原因) 積雪及び凍結により事業場敷地内床面が滑りやすい状態となっていた。

(再発防止対策)

(1) 凍結により滑りやすい作業床、通路は除雪を行い凍結防止に努めるとともに、必要な滑り止め措置を講じること。

(2) 積雪、凍結による転倒災害防止のため、予め、構内点検者を定め、朝の出勤後の点検を励行すること。

(3) 転倒災害を含めた冬期における労働災害の危険際とその対策について各労働者に対する安全衛生教育を行い、各労働者の危険意識を高めること。

(4) 職場体操を実施するなど身体の柔軟性を確保する措置を講じること。特に高齢労働者については健康状態等に留意すること。

(コメント) 事前の対策がなかなか難しい事例ではありますが、各事業場の皆様におかれましても、上記に記載した再発防止対策等を参考にして頂き、冬季における転倒災害の発生防止に努めて頂くようお願いいたします。

- ② 現場作業員である被災者は、現場事務所で朝の打ち合わせを終了した後、約150m先にある作業現場へ徒歩で移動中、下り勾配の凍結箇所転倒し頭部を強打した。被災日は他の労働者と同様に終業時刻まで作業を行なった後、帰宅後に頭部の痛みがあったために救急外来を受診し、緊急手術を受けたものの10日後に死亡した。
- ③ 食品製造工場において、キャベツの芯取り作業を行っていた被災者は、転倒した際に床に頭部を打ち、帰宅後に病院を受診し頭蓋骨骨折の診断で即時入院となった。入院した翌日に意識不明となり、後日死亡した。
- ④ 被災者はフォークリフト運転者であり、荷役作業の終了後に退社したが、被災者が帰宅しないため被災者の家族が自宅を出て探そうとしたところ、庭で倒れている被災者を発見した。作業中に頭部を打撲したものと推測される。
- ⑤ 被災者は警備員であり、警備業務中に警備対象店舗内の通路を歩行していたところ、転倒して頭部を打撲し、14時間後に病院において死亡した。
- ⑥ 被災者は訪問介護のサービスのため、利用者宅の台所で昼食の準備をしていた時、足を滑られ後ろに転倒し頭部を打撲した。頭部の損傷により一時的に動けなくなったが、少し休んだあと、タクシーを利用して自宅に戻った。しかし、帰宅後、被災者の状況が悪化したため救急車で病院へ搬送された。到着後、医師の質問に答えるものの検査の途中で意識不明となり、4日後に死亡した。
- ⑦ 会社の事務所兼工場の二階建て建物の屋内階段踊り場において、踊り場より3段上の階段に足先を残し、あお向けに倒れてくる被災者を通りがかった同僚が発見した。被災者は、救急車により病院に搬送されたが、4日後に死亡した。
- ⑧ 被災者は食品製造工場において練り物製品の製造業務に携わっており、災害発生時に2階製造フロアで作業のためフライヤー横付近を歩いていたところ足を滑らせ転倒し、頭部を床に強打し死亡した。
- ⑨ 降雪のため工事現場に向かう林道が不通となったことから、同僚労働者がトラクター・シャベルで雪かきを行っていたが、被災者は雪かきを行っていた作業現場から少し離れた乗用車に向かって歩いている途中、アイスバーンとなっていた下り坂の道路で転倒し頭部を負傷し、後日死亡した。

- ⑩ 新聞配達員である被災者は、雪と雨が混じったシャーベット状態の道路上を歩いて朝刊を配達している際、滑って転倒し後頭部を打ち、2日後、脳挫傷で死亡したものの。
- ⑪ 被災者はスポーツ指導員として中高生を対象に球技の指導を行っており、生徒の往復疾走に併走してバックステップをしていた際に、後方から転倒し、頭部を激しく強打して頭蓋骨骨折等により負傷し意識不明のまま入院したが、後日死亡した。
- ⑫ 被災者は工事関係車両の交通誘導等の警備業務に従事していた。被災当日、業務開始直後、現場となった工場の門の鍵を守衛所に返却するため、工事で区画された歩行者通路を歩いた際、凍結した路面で足元が滑り転倒、頭部を路面に強打した。救急車で病院に搬送されて治療を受けたが、翌日に死亡した。なお、被災当日のあさの最低気温はマイナス8度であった。
- ⑬ 被災者は介護労働者であり、グループホーム入居者から呼び出しコールが鳴ったため、スタッフルームから走って居宅へ向かっていたところ、モップで水拭きしていた廊下で足を滑らせ転倒した際、後頭部を強打し、約1週間後に死亡した。
- ⑭ 被災者は、上司2名と共に取引先への年末の挨拶に赴いた。最初の取引先へ挨拶を済ませ、次の取引先へ行くため地下鉄の駅に向かって、道路沿いの歩道を歩いていたところ転倒した。転倒の際に顔面と頭部を強打し、病院へ搬送されたが、後日死亡した。
- ⑮ 在宅型の福祉センター内において、デイサービス利用者の駐車スペースの送迎バスからセンター2階へ誘導する介護業務を行った後、事務室に戻る途中の廊下に手何らかの理由により転倒したものの。災害が発生してから約10か月後に死亡した。
- ⑯ 被災者は食品製造工場で勤務していたが、休憩時間の前に、機械の周りにたまった水を取り除くため、掃除道具を道具置き場に取りに行き、戻ってくる途中の通路において転倒し、後頭部を強打した。直ちに救急車が呼ばれ病院に搬送されたが、翌日脳挫傷にて死亡した。
- ⑰ 事業場内で倒れている被災者を同僚が発見し、救急車で病院に搬送したが、後日脳挫傷、外傷性脳内出血、急性硬膜下血腫により死亡した。災害発生直後、被災者は生コンクリート出荷準備のため、ミキサー車の点検作業を行っていた。被災者が倒れていた場所は床が凍結しており、滑りやすい状況であったことから、転倒して頭を強打したと推測される。
- ⑱ コンクリートミキサー車を使用していて生コン工場敷地内に散水するため、ミキサー車のタンクにホースで水を入れる作業中、タンクの水量を確認するためミキサー車後部に近付いたところ、コンクリート床が濡れていたため、足を滑らせて後頭部を強打し死亡した。
- ⑲ 災害発生日に被災者は同僚2名とパッカー車でゴミの収集作業を行っていた。災害発生場所に到着し、ゴミの収集作業を始めたが、被災者はゴミ袋を1つ持ちパッカー車に運ぶ時に仰向けに転倒した。同僚が救急車を呼んで病院に搬送されたが同日中に脳挫傷により死亡した。
- ⑳ 被災者は、妻と2人で寮の委託管理業務を住み込みで行っていた。管理業務の一部である建物内の巡回を行っている途中、1階の階段で転倒する等により、頭部を強打したものと推測される。被災後、被災者は自力で管理室に戻ったが、妻が後頭部のコブ及び出血を確認しており、翌日の朝、自宅リビングで倒れている被災者を妻が発見した。直ちに病院へ搬送されたが外傷性脳内出血により死亡した。